

議員提案第 1 号

尾張旭市議会議員の定数を定める条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び尾張旭市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第1項の規定により提出する。

令和4年3月18日

尾張旭市議会議長 殿

提出者 山下 幹雄

賛成者 花井 守行

提案理由

この案を提出するのは、地方における議会改革とコロナ禍における住民負担の軽減並びに本市財政の安定的運営に資するため必要があるからである。

尾張旭市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

尾張旭市議会議員の定数を定める条例（平成14年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条第1項の規定に基づき、尾張旭市議会議員の定数は、 <u>20人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条第1項の規定に基づき、尾張旭市議会議員の定数は、 <u>18人</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。